

政治資金規正法の意義

1 政治資金を規正する目的

現在の我が国の政治形態は、国民主権の原理の下に、選挙を通じて選ばれた議員によって構成される議会が、国民の意思を體現しつつ国政を運営していく議会制民主政治です。

選挙を通じて表明された国民の意思によって、国政の方向が定められるというのが理念ですが、現実の政治の場では、政党その他の政治団体、政治家の政治活動によって国民の意思や利益が組織化され、表明され、実現されることになります。したがって、その政治活動が公明かつ公正に行われ、常に国民の不断の監視と批判のもとに行われる必要があります。

特に政治資金の問題になると、癒着や政治腐敗が生じる危険性があるため、これを規正することにより健全な政治活動を確保しようとするものです。

2 政治資金を規正する方法

政治資金の規正の方法については、2つの考え方があります。1つは、政党・政治団体に収支報告書の提出を義務づけ、これを公開することによって国民に判断の資料を呈示し、その是非についての判断は国民に任せるという考え方であり、他方は、政治資金の公開のみならず癒着や政治腐敗の危険性をあらかじめ除去するため、資金の授受自体についても具体的な制限を加えるという考え方です。

政治団体の種類

1 政治団体

政治資金規正法（以下「法」という。）における政治団体とは次に掲げる団体をいい、組織又は政治団体となった日から7日以内に、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に届け出なければなりません。（法第3条第1項、第6条）

政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（いわゆる「後援会」）

上記以外の団体で次に掲げる活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体（注）

ア 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

イ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

（注）「主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体」とは、外見的には、文化団体、労働団体、経済団体等のごとく、政治目的以外の目的を掲げている団体であっても、事実上、ア及びイに掲げる活動がその団体活動の主たる部分を占めており、かつ、その活動が組織的、継続的である団体をいいます。

よって、文化団体、労働団体、経済団体等が選挙のときにたまたま特定の候補者を推薦したり、応援したりすることがあっても、一般的には、政治資金規正法における政治団体には該当しません。

ただし、公職選挙法上では「政治活動を行う団体」として、選挙時における政治活動について規制を受ける場合があります。

(1) 政党 (法第 3 条第 2 項)

政党とは、政治団体のうち次のいずれかの要件に該当するものをいいます。

ア 国会議員を 5 人以上有するもの。

イ 前回の衆議院議員総選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が 2 % 以上であるもの。

(2) 政党の支部

政党の支部とは、上記 (1) の政党の支部であり、政党の本部が発行した支部証明書等を添付して届け出たものをいいます。

政党の支部は、一以上の市町村の区域又は公職選挙法第 12 条に規定する選挙区の区域を単位として設けられるものでなければ、政党及び政治資金団体以外の政治団体とみなされ、法人等からの寄附は受けられません。(法第 21 条第 4 項)

(3) 政治団体とみなされるもの

ア 政策研究団体 (法第 5 条第 1 項第 1 号)

政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるものをいいます。

イ 政治資金団体 (法第 5 条第 1 項第 2 号)

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が指定し、その旨を総務大臣に届け出たものをいいます。

ウ 特定パーティー開催団体 (法第 18 条の 2)

政治団体以外の者が、特定パーティー (政治資金パーティーの対価に係る収入が 1,000 万円以上になることが見込まれるもの) を開催する場合、当該特定パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなされ、設立届等の提出が必要となります。

(4) 政治団体の支部 (法第 18 条)

政治団体が支部を有する場合、原則として本部・支部は各々一つの政治団体とみなされます。したがって、支部にあっても設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等をしなければなりません。

ただし、寄附の授受の制限に関しては、本部・支部を通じて一つの政治団体とみなされ、制限額を超えての寄附は受けられません。

法にいう政治団体の支部とは、おおむね次の要件を備えたものをいいます。

ア 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。

イ 本部の指揮総括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められていること。

ウ 会計について、一定の範囲内で金銭等の授受を行える状況にあること。

上記の要件を満たさない下部組織 (会計上独立していないもの及び単なる連絡事務所的なものなど) は、法上の「政治団体の支部」とはなりません。したがって、この下部組織の行った収入・支出は上部組織が行ったものとなりますので、収支報告書は、上部組織、下部組織を合わせた分を報告することになります。

2 資金管理団体

政治家（公職の候補者、公職の候補者となろうとする者及び公職に在職している者）が、自分のために政治資金の拠出を受け、その政治資金を取り扱わせる政治団体として、指定した政治団体をいいます。

（１）資金管理団体の指定

資金管理団体の指定は、政治家一人につき一団体に限るものとし、政治家自らがその代表者であることが必要です。

資金管理団体となりうる政治団体は、１ページの の １ の 又は に該当する政治団体で、政治家自らが代表者であっても、政党（支部を含む。）、政策研究団体、代表者である政治家以外の者を推薦又は支持することを目的とする政治団体は指定することはできません。

資金管理団体を指定したときは、指定の日から 7 日以内に「資金管理団体指定届」を提出しなければなりません。（法第 19 条）

（２）資金管理団体の特例

ア 特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が、政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部を自らの資金管理団体に対してする寄附）は、寄附の総枠制限（年間 1,000 万円）が適用されません。（法第 21 条の 3 第 4 項）

イ 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（自己資金による寄附）については、寄附の個別制限（年間 150 万円）が適用されませんので、総枠制限（年間 1,000 万円）の範囲内において寄附をすることができます。（法第 22 条第 3 項）

ウ 公職の候補者は、公職選挙法の規定により選挙前の一定期間（例：任期満了の場合は、任期満了の日前 90 日から選挙期日までの間）自己の後援団体に寄附することが禁止されますが、自らの資金管理団体に対しては寄附をすることができます。（公職選挙法第 199 条の 5 第 3 項）

エ 資金管理団体は、平成 19 年 8 月 6 日以降、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有することができません。（法第 19 条の 2 の 2）

なお、平成 19 年 8 月 5 日以前から引き続き所有している不動産については、用途その他個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

オ 資金管理団体（国会議員関係政治団体であるものを除く。）は、平成 20 年分の収支報告書から、人件費以外の経費のうち 1 件 5 万円以上の支出について、収支報告書に明細を記載するとともに、その領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。（法第 19 条の 5 の 2）

3 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、政党、政治資金団体及び政策研究団体を除く次に掲げる政治団体をいいます。（法第19条の7）

国会議員・候補者（国会議員に係る公職の候補者となろうとする者を含む。以下同じ。）が代表者である政治団体（以下「1号団体」という。）

租税特別措置法第41条の18第1項第4号に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（以下「2号団体」という。）

政党の支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（以下「みなし1号団体」という。）

（1）国会議員関係政治団体の届出

国会議員関係政治団体に該当する場合、設立又は国会議員関係政治団体に該当することになった日（2号団体に該当する場合は、国会議員・候補者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日）から7日以内に、設立届又は異動届を主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければなりません。（法第6条、第7条）

国会議員関係政治団体の届出に際しては、以下のことに留意してください。

ア 国会議員・候補者は、2号団体に該当する政治団体がある時は、当該政治団体に対し、遅滞なく、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（33ページを参照）をしなければなりません。（法第19条の8第1項）

イ 国会議員・候補者が代表者である政治団体で、かつ、3の 寄附金控除の適用を受け、代表者である国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体は、1号団体と2号団体の両方に該当することになります。

ウ 寄附金控除の適用を受けない場合は、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体であっても2号団体には該当しません。

エ 「都道府県連」等の政党の支部で、行政区域としての都道府県を単位として設けられているものについては、みなし1号団体には該当しません。

（2）国会議員関係政治団体の特例

国会議員関係政治団体は、「収支報告の適正の確保」と「収支報告の透明性の向上」の観点から、平成21年分の収支報告から次に掲げる特例が適用されます。

ア 収支報告に関する特例（法第19条の9～第19条の11）

全ての支出について領収書等を徴収し、要旨の公表の日から3年間保存しなければなりません。

人件費以外の経費のうち1件1万円を超える支出について、収支報告書に明細を記載するとともに、その領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

収支報告書の提出期限は、原則として翌年の5月末日（提出期間中に国政選挙があった場合は6月末日）までです。

解散した国会議員関係政治団体にあつては、解散の日から60日以内に提出することとなっています。

イ 登録政治資金監査人による政治資金監査（法第１９条の１３、第１９条の１４）

収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、登録政治資金監査人（政治資金監査適正化委員会に備える名簿に登録された弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書（原本。写し不可。）を添えて収支報告書を提出しなければなりません。

ウ 少額領収書等の開示制度（法第１９条の１６）

人件費以外の経費のうち１件１万円以下の支出に係る領収書等の写し（以下「少額領収書等の写し」という。）については、要旨の公表の日から３年間、開示請求の対象となります。

なお、途中で国会議員関係政治団体以外の政治団体になった場合においても、領収書等は３年間保存しなければなりません。

【少額領収書等の写しの開示の基本的な流れ】

開示請求書の提出

少額領収書等の写しを開示請求しようとする者は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求書を提出します。

少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは除き、開示請求があった日から１０日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出命令をします。

少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則２０日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出します。（注）

開示決定

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則３０日以内に開示決定をし、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

（注）

- ・ 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、提出期限の延長を求めることができます。
- ・ 提出命令に違反して少額領収書等の写しの提出がないときは、その国会議員関係政治団体の名称・主たる事務所の所在地が公表されます。
- ・ 収支報告書と併せて提出される人件費以外の経費で１件１万円を超える支出に係る領収書等の写しは、情報公開法または都道府県の情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。

政治団体の設立・異動・解散

1 届出先及び方法

政治団体に関する各種届出は、次の区分により提出することになります。

一の都道府県の区域において、主としてその活動を行う政治団体

主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会

複数の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外において、主としてその活動を行う政治団体

主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣

政党及び政治資金団体

主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣

したがって、政治団体の各種の届出については、市町村の選挙管理委員会を経由することは一切なく、窓口はすべて都道府県の選挙管理委員会となります。

なお、各種届出のうち、政治団体の設立届及び異動届については、郵送によることなく、文書で直接届け出なければなりません。（法第6条第1項）

2 届出の種類

政治団体には次のような届出が必要です。

届出方法等は、8ページ「政治団体の設立・異動・解散等の届出」を参照

（1）政治団体設立届（法第6条）

政治団体は、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者を各1名選任し、「政治団体設立届」により、組織又は政治団体となった日から7日以内に、規約・党則・綱領等政治団体の目的・組織・運営に関して定めたもの等を添付して届け出なければなりません。

なお、会計責任者と会計責任者の職務代行者は兼任することができません。

また、政治団体は、設立届を提出した後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができません。（法第8条）

（2）資金管理団体指定届（法第19条第2項、同条第4項）

公職の候補者は、資金管理団体の指定をした日から7日以内に、その旨届け出ることとされています。

この場合、当該指定届に記載した事項が真正であることを誓う旨の宣誓書を添付しなければなりません。

（3）届出事項の異動届（法第7条）

異動届は、政治団体の設立届により届け出たすべての事項が対象となり、異動の日から7日以内に届け出なければなりません。

したがって、団体名、代表者、会計責任者等の変更はもとより、規約・会則などの添付書類の内容に異動があった場合も、この異動届が必要となります。

(4) 資金管理団体届出事項の異動届 (法第 1 9 条第 3 項第 3 号、同条第 4 項)

(3) の「異動届」を提出する団体が資金管理団体の場合で、資金管理団体指定届の記載事項 (公職の種類・資金管理団体の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名) に変更があるときは、異動の日から 7 日以内 に「資金管理団体届出事項の異動届」の提出も必要となります。

この場合、当該異動届に記載した事項が真正であることを誓う旨の宣誓書を添付しなければなりません。

(5) 政治団体解散届 (法第 1 7 条)

ア 政治団体の代表者及び会計責任者であった者が届け出る場合

政治団体が解散又は目的の変更等により政治団体でなくなったときは、代表者及び会計責任者は、その日から 3 0 日以内 (国会議員関係政治団体にあつては 6 0 日以内) に「政治団体解散届」と解散年の 1 月 1 日 (設立年と解散年が同一の場合は設立日 (イにおいて同じ。)) から解散日までの「収支報告書」を併せて提出しなければなりません。

イ 政治団体の本部がその支部の解散を届け出る場合

政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者に代わって、その支部の解散を届け出ることができます。

この場合、政治団体の本部は当該支部の代表者及び会計責任者に対し、解散を届け出た旨の通知をしなければなりません。(法第 1 8 条第 5 項)

当該通知を受けた支部の代表者及び会計責任者は、解散の日から 3 0 日以内 (国会議員関係政治団体にあつては 6 0 日以内) に、解散年の 1 月 1 日から解散日までの「収支報告書」を提出しなければなりません。

ウ 法第 1 7 条第 2 項適用団体となった場合

法第 1 7 条第 2 項適用団体 (9 ページ「2 の (1) 収支報告書の提出」を参照) となった場合、政治団体の自然解散、自然消滅は認められていないため、解散届を提出する必要があります。

法第 1 7 条第 2 項適用団体が解散する場合は、解散届と併せて、未提出分の収支報告書と解散年の 1 月 1 日から解散日までの収支報告書を提出しなければなりません。

(6) 資金管理団体指定取消届及び資金管理団体でなくなった旨の届

(法第 1 9 条第 3 項第 1 号及び第 2 号、同条第 4 項)

資金管理団体の届出をした者は、資金管理団体の指定を取り消した場合は「資金管理団体取消届」を、指定を受けた政治団体が解散した場合、指定の届出をした者が公職の候補者でなくなった場合又は指定を受けた政治団体の代表者でなくなった場合、その団体が資金管理団体にはなれない団体となった場合には「資金管理団体でなくなった旨の届」を、その事実が生じた日から 7 日以内 に提出しなければなりません。

この場合、当該届に記載した事項が真正であることを誓う旨の宣誓書を添付しなければなりません。

政治団体の設立・異動・解散等の届出

政治団体（政党、政治資金団体、政策研究団体、特定パーティー開催団体を除く。）の届出										
届出区分			設立		異動		解散			
届出期限			組織の日又は政治団体になった日（国会議員関係政治団体の2号団体に該当する場合は6の通知を受けた日）から7日以内		異動の日（国会議員関係政治団体の2号団体に該当する場合は5、2号団体に該当しなくなった場合は7の通知を受けた日）から7日以内		解散又は政治団体でなくなった日から30日以内（国会議員関係政治団体に該当していた場合は60日以内）			
届出方法			直接文書で(郵便不可)		直接文書で(郵便不可)		1			
届出様式			P93		P99		P102			
記載例			P29		P35		P37			
政治団体の区分			様式	記載例	政党の支部	その他の政治団体	政党の支部	その他の政治団体	政党の支部	その他の政治団体
添付書類	規約・会則・綱領等			P30	○	○	2	2		
	政党の状況に関する届	P95	P31	○			3			
	支部証明書	P96	P32	○			4			
	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	P97	P33			5		5		
	被推薦書	P98	P34			6		6		
	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	P101	P36					7		
解散年の収支報告書（領収書等の写しを含む。）									○ 8	○ 8

資金管理団体の届出				
届出区分	指定	異動	指定取消	資金管理団体でなくなった旨
届出期限	指定の日から7日以内	下記届出事項の異動の日から7日以内 ・代表者の公職の種類 ・団体の名称 ・事務所所在地 ・代表者の氏名	指定取消の日から7日以内	資金管理団体でなくなった日から7日以内
届出方法	文書で提出	文書で提出	文書で提出	文書で提出
届出様式	P103	P104	P105	P106
記載例	P38	P39	P40	P41
添付書類	宣誓書	○	○	○

○・・・必ず添付。

- 1 内容不備の場合の便宜を図るため、持参提出してください。
- 2 規約等の記載内容に異動がある場合は必要。
- 3 本部の名称及び所在地、支部の名称に異動がある場合は必要。
- 4 支部の名称、所在地、活動区域に異動がある場合は必要。
- 5 国会議員関係政治団体の2号団体の要件に該当する場合は必要。
- 6 被後援者の公職の種類が都道府県議会議員、知事、政令指定都市の長又は議員で、課税上の優遇措置の適用を受ける場合は必要。
- 7 国会議員関係政治団体の2号団体の要件に該当しなくなった場合は必要。
- 8 国会議員関係政治団体に該当していた場合は、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書も必要。

政治団体の事務所所在地	届出先
長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡	長崎県選挙管理委員会 (TEL 095-824-1111) 長崎市尾上町3-1 (長崎県庁行政棟4階市町村課内)
佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡、北松浦郡	県北地方書記室 (TEL 0956-23-4211) 佐世保市木場田町3-25 (県北振興局企画振興課内)
島原市、雲仙市、南島原市	島原地方書記室 (TEL 0957-63-0111) 島原市城内1-1205 (島原振興局総務課内)
五島市、南松浦郡	五島地方書記室 (TEL 0959-72-2121) 五島市福江町7-1 (五島振興局総務課内)
壱岐市	壱岐地方書記室 (TEL 0920-47-1111) 壱岐市郷ノ浦町本村触570 (壱岐振興局総務課内)
対馬市	対馬地方書記室 (TEL 0920-52-1311) 対馬市厳原町宮谷224 (対馬振興局総務課内)

政治団体の会計・経理及び収支報告書

1 会計・経理

(1) 会計帳簿の備付け及び記載、領収書等の徴収（法第9条、第11条、第19条の9）

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体のすべての収入及び支出並びに金銭等の運用に関する事項を正確に記載しなければなりません。

会計帳簿は「収入簿」「支出簿」「運用簿」に分け、総務省令で定められている項目ごとにそれぞれ記帳することとされています。（様式等は43ページを参照）

また、政治団体の会計責任者、政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、1件5万円以上のすべての支出（国会議員関係政治団体にあっては1円以上のすべての支出）について、領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければなりません。

(2) 会計責任者に対する明細書の提出（法第10条）

政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は寄附を受け、又は支出した日から7日以内に、政治団体のために寄附のあつせんをした者及び政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者はそのあつせんを終えた日から7日以内に、その明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

(3) 会計帳簿等の保存（法第16条）

政治団体の会計責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書等を収支報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

(4) 政治資金の運用の規制（法第8条の3）

政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外で運用することはできません。

ア 銀行その他の金融機関への預金又は貯金

イ 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得

ウ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

2 収支報告書

(1) 収支報告書の提出（法第12条、第19条の10）

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、当該政治団体に係るその年のすべての収入、支出、資産の状況等について、収支報告書を作成し、翌年3月末日（国会議員関係政治団体にあっては翌年5月末日）までに、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会（複数の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外において主としてその活動を行う政治団体は、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会を経由して総務大臣）に収支報告書を提出しなければなりません。

ただし、提出期間が国政選挙の期間にかかる場合は、提出期限は翌年４月末日（国会議員関係政治団体にあっては翌年６月末日）までとなります。

また、提出の最終期限日が土曜日又は日曜日である場合は、その直後の月曜日が提出期限となります。

収支報告書は、政治団体である限り、毎年、提出期限までに必ず提出しなければなりません。

ア １年間を通じて収入及び支出がなかった場合でも、収支がなかったことを記載した収支報告書を提出しなければなりません。

イ ２年間連続して提出期限までに収支報告書を提出しなかった団体については、当該提出期限を経過した日以後は、政治団体の設立の届け出をしていない団体（任意団体）とみなされ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け又は支出をすることができなくなります。（この団体を「法第１７条第２項適用団体」といいます。）

なお、法第１７条第２項適用団体が、再び政治活動のための収入及び支出をしようとするときは、解散の手続きをしたうえで、新たに政治団体の設立の手続きをする必要があります。（７ページ「（５）政治団体解散届」を参照）

収支報告書の提出方法等は、１１ページ「収支報告書の提出」を参照

ウ 収支報告書の提出を怠った場合は、罰則の適用があります。

（２０ページ「政治資金規正法の主な罰則」を参照）

（２）要旨の公表（法第２０条）

政治団体が毎年作成し、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に提出した収支報告書は、都道府県届出の政治団体にあっては公報、総務大臣届出の政治団体にあっては官報により、収支報告書が提出された年の１１月末日までにその要旨が公表されます。

なお、上記の方法以外に、インターネットを利用その他適切な方法による公表が可能であるため、本県では公報ではなく、選挙管理委員会のホームページにおいて公表を行っています。

（３）保存及び閲覧等（法第２０条の２）

政治団体が提出した収支報告書は、収支報告書の要旨を公表した日から３年間保存され、この間、だれでも収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができます。

閲覧場所又は写しの交付請求先は、都道府県届出の団体は各都道府県選挙管理委員会、総務大臣届出の団体は総務省となります。

（４）政党助成法に基づく政党の支部の支部報告書の提出等

支部政党交付金の支給を受けた政党の支部の会計責任者は、当該支部政党交付金を充て又は支部基金（政党助成法第１４条第２項に定める基金）を取り崩して充てる支出（「支部政党交付金による支出」という。）等について、毎年１２月３１日現在で報告書（「使途等報告書」という。）を作成し、当該支部政党交付金を支給した本部又は他の支部の会計責任者及び都道府県選挙管理委員会へ提出しなければなりません。

収支報告書の提出

収 支 報 告 書（全政治団体提出）				
報告内容	毎年12月31日現在のその年のすべての収支及び資産状況			
提出期限	国会議員関係政治団体以外の政治団体：翌年3月末日まで 国会議員関係政治団体：翌年5月末日まで ＊提出期間が国政選挙期間にかかる場合は、上記期限の1月後が提出期限			
提出方法	受付の際に収支報告書の訂正等をする場合がありますので、下記提出先へ持参提出してください。 なお、収支報告書の訂正には会計責任者の押印又は署名が必要となります。			
報告様式	P 55 ～ P 79（記載例） ＊収支がない場合でも、様式（その1）、（その2）、（その17）、（その20）は必ず提出してください。 ＊様式は毎年12月上・中旬頃に政治団体あて郵送しています。 ＊政治団体においても、必ず控えを保存してください。			
政治団体の区分	国会議員関係政治団体	資金管理団体	左記以外の政治団体	
添付書類	領収書等の写し			
	経常経費（人件費）	×	×	×
	〃（光熱水費）	1件1万円超	1件5万円以上	×
	〃（備品・消耗品費）	1件1万円超	1件5万円以上	×
	〃（事務所費）	1件1万円超	1件5万円以上	×
	政治活動費（組織活動費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	〃（選挙関係費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	〃（機関紙誌の発行 その他の事業費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	〃（調査研究費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	〃（寄附・交付金）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	〃（その他の経費）	1件1万円超	1件5万円以上	1件5万円以上
	政治資金監査報告書	○	×	×

- ・・・必ず添付。
 ……下記欄に該当する支出がある場合は必要。
 ×・・・提出不要。

政治団体の事務所所在地	提出先
長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡	長崎県選挙管理委員会書記室（TEL 095-824-1111） 長崎市尾上町3-1（長崎県庁行政棟4階市町村課内）
佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡、北松浦郡	県北地方書記室（TEL 0956-23-4211） 佐世保市木場田町3-25（県北振興局企画振興課内）
島原市、雲仙市、南島原市	島原地方書記室（TEL 0957-63-0111） 島原市城内1-1205（島原振興局総務課内）
五島市、南松浦郡	五島地方書記室（TEL 0959-72-2121） 五島市福江町7-1（五島振興局総務課内）
壱岐市	壱岐地方書記室（TEL 0920-47-1111） 壱岐市郷ノ浦町本村触570（壱岐振興局総務課内）
対馬市	対馬地方書記室（TEL 0920-52-1311） 対馬市厳原町宮谷224（対馬振興局総務課内）

寄附に関する制限

寄附とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のものをいいます。（法第4条第3項）

ただし、法人その他の団体の支出する党費又は会費は、寄附とみなされます。（法第5条第2項）

政治資金規正法は、政治資金の集め方に節度をもたせるために、政治団体に対する寄附について制限しており、寄附の公開（収支報告書へ記載する）基準は、個人、法人その他の団体、政治団体すべて5万円を超える額（50,001円以上）となります。

また、公職選挙法においても、選挙の公正確保、金のかからない政治の実現のために、特定の寄附あるいは公職の候補者や後援団体等に関する寄附について制限を設けています。

1 政治資金規正法による制限

（1）会社等の寄附禁止

ア 会社、労働組合、職員団体等の団体（以下「会社等」という。）は、政党、政党の支部及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をすることができません。（法第21条第1項、同条第4項）

ここでいう会社等には、文化団体、同窓会などの団体も含まれます。

会社等が行う寄附には、選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品による寄附等も含まれており、例外なく禁止されています。

イ 何人も会社等に対して、政治活動に関する寄附（政党、政党の支部及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求することはできません。（法第21条第3項）

ウ 会社等が負担する党費又は会費は「寄附」とみなされるため、政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体の党費又は会費を負担することはできません。

（2）政治家個人に対する寄附禁止

ア 政治家個人の政治活動に関しての寄附は、政党がする寄附を除いて禁止されています。ただし、選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品等による寄附は禁止の対象外となっています。（法第21条の2）

よって、政治家個人の後援会であっても、選挙運動に関するものを除き、その政治家本人への金銭等による寄附は禁止されることになります。

イ 会社等が行う寄附は、政治家個人に対しても上記（1）のとおり一切禁止されています。

（注）ここでいう“選挙運動に関する寄附”とは選挙運動期間中に限らず、公職の候補者の選挙運動に対し寄附することをいいます。

(3) 寄附の量的制限 (法第 2 1 条の 3、第 2 2 条)

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総枠制限と個別制限があります。

なお、選挙運動に関する寄附も制限の対象となること、金銭等以外の財産上の利益についても時価に見積もった金額により制限の対象になること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意を要します。

政治活動に関する寄附は、年間 (暦年) を通じて次に掲げる額を超えてはならないことになっています。

ア 総枠制限 (一の寄附者ができる寄附の年間限度額)

個人のする寄附

政党・政治資金団体に対する寄附 2 , 0 0 0 万円

政治家・その他の政治団体に対する寄附 1 , 0 0 0 万円

会社等のする寄附

政党・政治資金団体に対する寄附

資本金・組合員数等に応じて、7 5 0 万円から 1 億円まで

イ 個別制限 (一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額)

個人のする寄附

政党・政治資金団体に対する寄附 個別制限なし

政治家 (選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品等による寄附に限る。) に対する寄附 1 5 0 万円

その他の政治団体に対する寄附 1 5 0 万円

政治家個人が自らの資金管理団体に対してする寄附は個別制限なし。

会社等のする寄附

政党及び政治資金団体に対する寄附 個別制限なし

その他の政治団体のする寄附

その他の政治団体に対する寄附 5 , 0 0 0 万円

政治家の後援会が、その政治家の選挙区内のものに寄附することは (政党その他の政治団体、その政治家の選挙運動に関する寄附及び金銭等以外の物品等による寄附を除き) 公職選挙法により禁止されています。

ウ 総枠制限及び個別制限のないもの

特定寄附

特定寄附とは、政治家が政党から受けた政治活動に関する寄附の全部又は一部を自らの資金管理団体へ寄附することです。

遺贈によってする寄附

寄 附 の 量 的 制 限

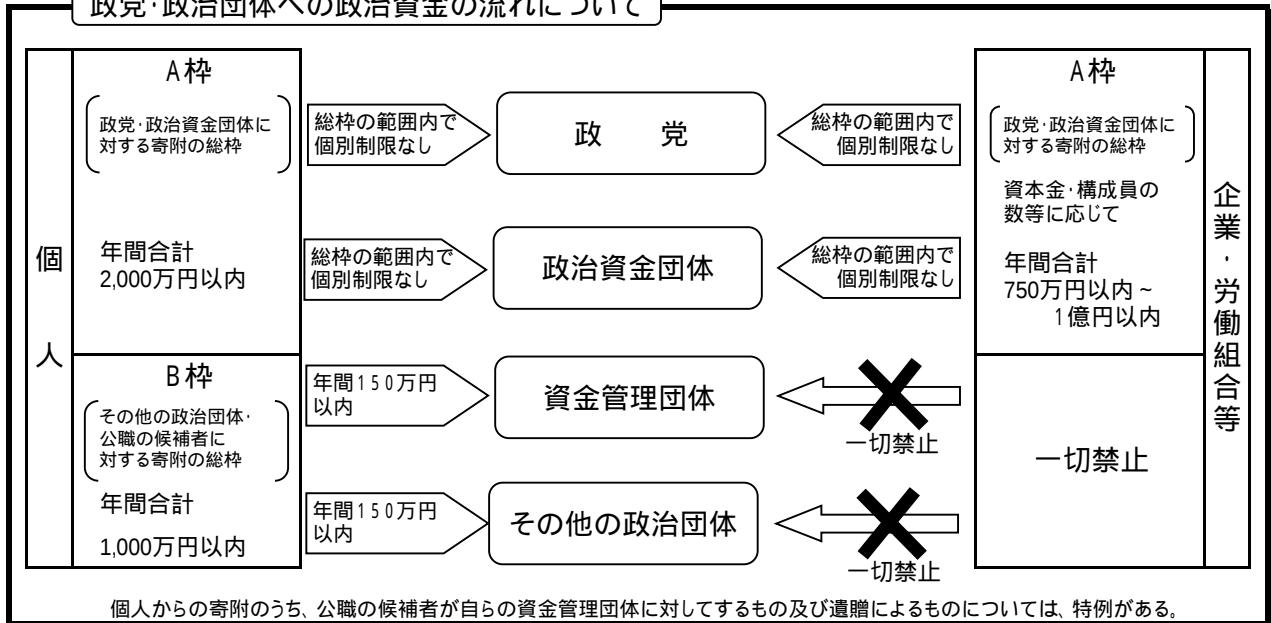
寄附者 受領者	個 人		会 社 ・ 労 組 等		政党	政 治 団 体	
	総 枠 制 限	個 別 制 限	総 枠 制 限	個 別 制 限	総 枠 個 別 制 限	総 枠 制 限	個 別 制 限
	総 金 額 の 限 度 額	同 一 者 へ の 限 度 額	総 金 額 の 限 度 額	同 一 者 へ の 限 度 額		総 金 額 の 限 度 額	同 一 者 へ の 限 度 額
政党・政治資金団体	年間 2,000万円	制 限 な し	資本金・組合員数 等により年間 750万円～1億円	制 限 な し	制 限 な し	制限なし	
公 職 の 候 補 者 等	年間 1,000万円	選挙運動に 対し150万円	禁 止			選挙運動に対し制限なし	
資 金 管 理 団 体		年間 150万円				制限なし	年間 5,000万円
そ の 他 の 政 治 団 体		年間 150万円					

金銭等は選挙運動に限られる。（限度額には物品を含む。）

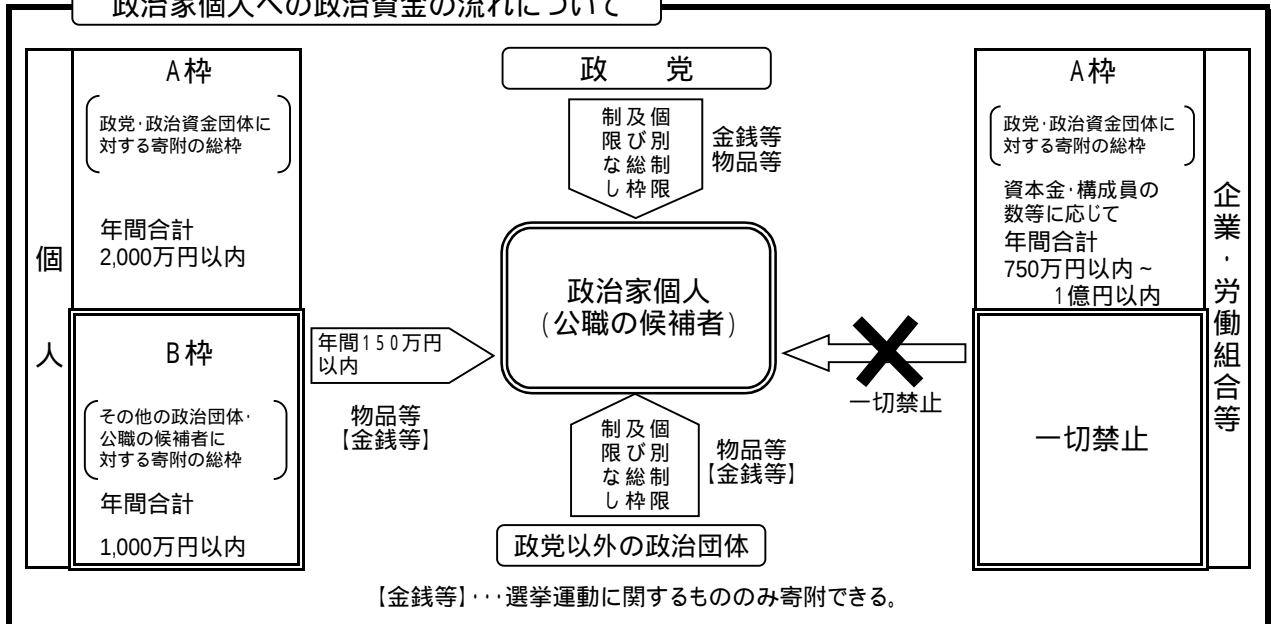
会 社 ・ 労 組 等 の 規 模 別 寄 附 総 枠

会 社 の す る 寄 附 の 限 度 額 (資 本 又 は 出 資 の 金 額)	労働組合又は職員団体のする 寄附の限度額 (組 合 員 又 は 構 成 員 の 数)	会社、労働組合又は職員団体以外の 団体のする寄附の限度額 (前 年 に お け る 年 間 の 経 費 の 額)	政党・政治資金 団体に対する寄附(万円)
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750
10億円以上～ 50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上～ 6千万円未満	1,500
50億円以上～ 100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上～ 8千万円未満	3,000
100億円以上～ 150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上～ 1億円未満	3,500
150億円以上～ 200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億円以上 ～ 1億 2千万円未満	4,000
200億円以上～ 250億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億 2千万円以上～ 1億 4千万円未満	4,500
250億円以上～ 300億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億 4千万円以上～ 1億 6千万円未満	5,000
300億円以上～ 350億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億 6千万円以上～ 1億 8千万円未満	5,500
350億円以上～ 400億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億 8千万円以上～ 2億円未満	6,000
400億円以上～ 450億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億円以上 ～ 2億 2千万円未満	6,300
450億円以上～ 500億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億 2千万円以上～ 2億 4千万円未満	6,600
500億円以上～ 550億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億 4千万円以上～ 2億 6千万円未満	6,900
550億円以上～ 600億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億 6千万円以上～ 2億 8千万円未満	7,200
600億円以上～ 650億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億 8千万円以上～ 3億円未満	7,500
650億円以上～ 700億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億円以上 ～ 3億 2千万円未満	7,800
700億円以上～ 750億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億 2千万円以上～ 3億 4千万円未満	8,100
750億円以上～ 800億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億 4千万円以上～ 3億 6千万円未満	8,400
800億円以上～ 850億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億 6千万円以上～ 3億 8千万円未満	8,700
850億円以上～ 900億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億 8千万円以上～ 4億円未満	9,000
900億円以上～ 950億円未満	95万人以上～ 100万人未満	4億円以上 ～ 4億 2千万円未満	9,300
950億円以上～1000億円未満	100万人以上～ 105万人未満	4億 2千万円以上～ 4億 4千万円未満	9,600
1000億円以上～1050億円未満	105万人以上～ 110万人未満	4億 4千万円以上～ 4億 6千万円未満	9,900
1050億円以上～	110万人以上～	4億 6千万円以上～	1 億円

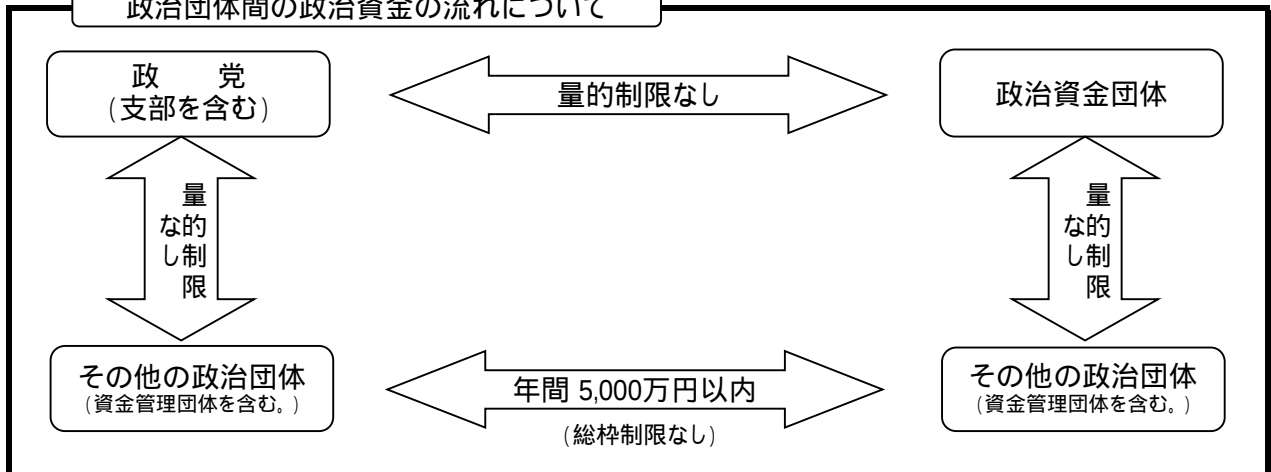
政党・政治団体への政治資金の流れについて



政治家個人への政治資金の流れについて



政治団体間の政治資金の流れについて



(4) 寄附の質的制限 (法第 2 2 条の 3)

ア 特定会社等の寄附の禁止

国又は地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第 3 条第 1 項の規定による政党交付金を除く。）の交付決定を受けた会社等は、その交付決定の通知を受けた日から 1 年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

国又は地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社等は、出資又は拠出を受けている間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

何人も、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、要求してはなりません。

また、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

イ 赤字会社の寄附の禁止 (法第 2 2 条の 4)

3 事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、その欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をすることはできません。

また、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

ウ 外国人等から寄附の受領の禁止 (法第 2 2 条の 5)

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体等から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であって、その発行する株式が金融商品取引所において 5 年以上継続して上場されている者がする寄附については、この限りではありません。

この場合、寄附をする者は上記法人である旨を、文書で、寄附を受ける者に通知しなければなりません。

エ 他人名義・匿名寄附の禁止 (法第 2 2 条の 6)

何人も、本人名義以外の名義又は匿名で、政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、次の 3 要素全てを充たす匿名寄附（「政党匿名寄附」という。）については、禁止されていません。

街頭又は一般に公開される講演会、集会などの会場においてなされるもの
政党又は政治資金団体に対してする寄附

1 件当たりの寄附が 1 , 0 0 0 円以下のもの

また、上記に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

(5) 寄附のあっせんに関する制限 (法第 22 条の 7)

ア 寄附のあっせんに係る威圧的行為の禁止

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威圧する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をすることはできません。

イ 寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフの禁止

政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これに類するものからの控除による方法で、寄附を集めることはできません。

(6) 公務員等の地位利用による関与等の制限 (法第 22 条の 9)

国若しくは地方公共団体の一般職の公務員又は特定独立行政法人の職員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めたり、寄附を受けたり、他の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています。

また、政治資金パーティーの対価の支払いに関しても、同様の制限があります。

2 公職選挙法による制限

政治活動 (選挙運動を含む。) に関する寄附については、政治資金規正法による制限のほかに公職選挙法 (以下「公選法」という。) による制限があり、その内容はおおむね次のとおりです。

(1) 請負等の当事者の寄附の禁止 (公選法第 199 条)

国政選挙に関しては国と、地方公共団体の選挙に関しては当該地方公共団体と、次の関係にある者は、当該選挙に関し寄附をすることができません。

ア 請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、契約の当事者である間、寄附をすることができません。

イ 金融機関等から利子補給の対象となっている融資 (試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。) を受けている会社その他の法人は、金融機関等が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から、利子補給金の全額の交付が完了した日から起算して 1 年を経過した日までの間、寄附をすることはできません。

会社等が、国又は地方公共団体から、直接、利子補給金の交付を受けている場合は、16 ページ (4) のアの の政治資金規正法の制限を受けますが、会社等が、国又は地方公共団体から利子補給を受けている金融機関等から、利子補給に係る融資を受けている場合は、公選法の制限を受けることになります。

(2) 公職の候補者等の寄附の禁止 (公選法第 199 条の 2)

公職の候補者等 (候補者となろうとする者も含む。) は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません。候補者名義の寄附も同様に禁止されています。

ただし、次に掲げる場合は、例外として禁止されていません。

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対する場合

ただし、政治団体がその公職の候補者の後援団体（資金管理団体を除く。）である場合は、選挙期日までの一定期間（注）は寄附をすることが禁止されています。

また、自分の後援団体への寄附も、特定寄附を除き、量的制限がありますので注意してください。（ 14 ページを参照 ）

イ 公職の候補者等の親族に対してする場合

親族とは、6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族をいいます。

ウ 公職の候補者等が、専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償（参加者が講習会等に参加するための最小限度必要な旅費等をいい、食事についての実費の補償を除く。）としてする場合

ただし、次に掲げるものは例外とはならないため禁止されます。

参加者に対して饗応接待（食事の提供も含む。）が行われるようなもの

選挙区外において行われるもの

選挙期日までの一定期間（注）に行われるもの

社交の範囲内で、罰則の適用がないものに次のようなものがあります。（公選法第 24 条の 2）

結婚披露宴へ自ら出席した場合の祝儀

代理出席は名義人の寄附となり、祝儀の事前交付も罰則をもって禁止されます。

葬式へ自ら出席した場合の香典

金銭に限られ、花輪・供花は罰則をもって禁止されます。

（ 3 ）後援団体に関する寄附等の禁止（公選法第 199 条の 5）

ア 後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。ただし、次に掲げる場合は、例外として禁止されていません。

政党その他の政治団体若しくはその支部に対する寄附

当該公職の候補者等に対する寄附

後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関する寄附

ただし、次に掲げるものは例外とはならないため禁止されます。

花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類するものを出すこと。

選挙期日までの一定期間（注）に行われるもの。

公選法上の後援団体は、いわゆる後援会よりも広い概念で、文化団体、労働団体等が、ある選挙について特定の候補者を支持し、それが当該団体の政治活動のうち主たるものである場合には、後援団体ということになります。

イ 何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、選挙期日までの一定期間（注）、当該選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することができません。これは、公職の候補者等の行為だけを禁止するものでなく、何人によってなされるものも禁止するものです。

ウ 公職の候補者等は、選挙期日までの一定期間（注）、自分の後援団体に対し寄附をすることができません。

ただし、公職の候補者等が自分の資金管理団体に上記の期間中、寄附をすることは禁止されていません。

（注）「一定期間」（公選法第１９９条の５第４項）

衆議院議員総選挙…「任期満了の日前９０日～選挙期日」又は「解散日の翌日～選挙期日」

参議院議員通常選挙…「任期満了の日前９０日～選挙期日」

地方公共団体の選挙…「任期満了の日前９０日～選挙期日」、任期満了による選挙以外の選挙の場合にあっては「選挙事由発生の旨の告示日の翌日～選挙期日」

補欠選挙、再選挙…「選挙事由発生の旨の告示日の翌日～選挙期日」

（４）公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止（公選法第１９９条の３）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、公職の候補者等の氏名を表示し又は類推されるような方法で寄附をすることができません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は除きます。

（５）候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止（公選法第１９９条の４）

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対して寄附をする場合は除きます。

例えば、「株式会社甲野太郎商店」（公職の候補者等の氏名が甲野太郎）のようなものをいい、前記（４）の団体は禁止される方法以外の方法で寄附をすることができますが、（５）の団体はいかなる方法をもってしても寄附をすることができません。

また、前記（４）の団体は時期を問わず寄附をすることができませんが、（５）の団体は「当該選挙に関し」寄附することができません。

罰則等

1 政治資金規正法の主な罰則

法は規制が正しく履行されるように、担保として罰則を規定しており、主なものを掲げると次のとおりです。（法第23条～第26条の7）

違反の内容	罰則
無届団体の寄附の受領又は支出の禁止違反	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
会計処理に関する違反 ・ 会計帳簿の備付け及び記載義務違反 ・ 明細書の提出及び記載義務違反 ・ 領収書等の徴収義務違反 ・ 会計帳簿等の保存義務違反 ・ 会計帳簿等の虚偽記入 ・ 会計責任者の事務引継違反 ・ 収支報告書等の訂正命令違反 等	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
収支報告書等に関する違反 ・ 収支報告書等の提出遅怠 ・ 収支報告書等の記載義務違反 ・ 収支報告書等の虚偽記入 ・ 政治資金監査報告書の提出義務違反 等	5年以下の禁錮又は100万円以下の罰金
会社等の寄附の制限違反 政治家の政治活動に関する寄附の禁止違反	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
寄附の量的制限違反	1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
寄附の質的制限違反	3年以下の禁錮又は50万円以下の罰金
寄附のあっせんに関する制限違反	6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金

公選法による寄附の制限違反についても、公選法により罰則の規定があります。

2 公民権の停止

法に定める罪を犯した者は、下記の期間、公民権（公選法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。（法第28条）

ア 禁錮刑に処せられた者

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後5年間

イ 罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から5年間

ウ これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、法の違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

政治資金と税金

1 個人の寄附に対する税の優遇措置

議会制民主主義は、国民主権の原理の下で、国民の代表として、国民の負託を受けた議会の議員を直接の担い手として運営される政治形態です。この議会制民主政治において、国民の意思をより正確に反映していくためには、政治の直接の担い手である政治家の政治活動に要する経費も、それを支持する国民個々人が拠出する寄附によってまかなわれるのが望ましい姿といえます。

こうしたことから、その実現にむけて個人からの寄附を奨励するための措置の一つとして、租税特別措置法により、個人寄附に係る税制上の優遇措置があります。

(1) 優遇措置の内容（法第32条の4、租税特別措置法第41条の18）

個人が拠出した政治活動に関する寄附のうち一定の要件に該当するものについては、寄附金控除（所得控除）の対象となっていますが、そのうち、政党及び政治資金団体に対する寄附については、政党等寄附金特別控除（税額控除）の対象にもなり、確定申告において所得控除と税額控除のいずれか有利な方を選択することができます。

(2) 優遇措置の要件

個人寄附であれば、すべて優遇措置が受けられるわけではなく、アの又はの要件に該当する必要があります。

ア 適用の対象

次の政治団体に対してする寄附であること。

政党、政治資金団体

国会議員が主宰し、又はその主要な構成員が国会議員である政策研究団体等・国会議員氏名届を提出している団体であること。

特定の公職の候補者（国会議員、県知事、県議会議員、指定都市の長及び議員）の後援団体

- ・国会議員の後援団体は「国会議員関係政治団体（2号団体）に該当する旨の通知」を提出している団体であること。
- ・国会議員以外の後援団体は「被推薦書」を提出している団体であること。

（注）

- ・特定の公職の候補者の後援団体のうち、現職でない者の後援団体に対する寄附については、立候補した年とその前年中にされた寄附に限られます。
- ・現職が落選した場合は、現職であった年までが対象となります。
- ・候補者になろうとする者が、何らかの事情で立候補しなかった場合は対象となりません。

特定の公職の候補者の選挙運動に関する寄附であること。

イ 収支報告書への記載

政治団体が毎年12月31日現在で作成し、提出する収支報告書又は解散の際に提出する収支報告書、候補者が公選法の規定により一定期間内に提出する選挙運動に関する収支報告書の中に、優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日が記載されていることが必要です。

政治団体が提出する収支報告書には年間5万円を超える寄附、候補者の選挙運動に関する収支報告書には1件1万円を超える寄附について、寄附者の氏名、住所、職業、寄附の金額及び年月日を記載することが義務づけられていますが、優遇措置を受けようとする寄附者については、たとえ、これ以下の金額であっても収支報告書に氏名等が記載されていることが必要です。

ウ 「寄附金（税額）控除のための書類」を提出し、確認を受けていること

適用を受けようとする者は、政治団体又は特定の公職の候補者から、都道府県の選挙管理委員会（総務大臣届出の政治団体にあつては総務大臣、都道府県の選挙管理委員会の届出の団体にあつては当該選挙管理委員会）の確認を受けた「寄附金（税額）控除のための書類」（80ページを参照）を受領し、領収書とともに税務署に確定申告をしなければなりません。（手続きの流れは次ページ参照）

（３）適用除外

（２）の要件をすべて満たすものであっても、次の場合には優遇措置が適用されないこととなっています。

ア 法の規定に違反するもの

個人寄附の総枠制限や個別制限を超えてなされた寄附、他人名義の寄附等、法の規定に違反するものは寄附金控除の対象から除かれます。

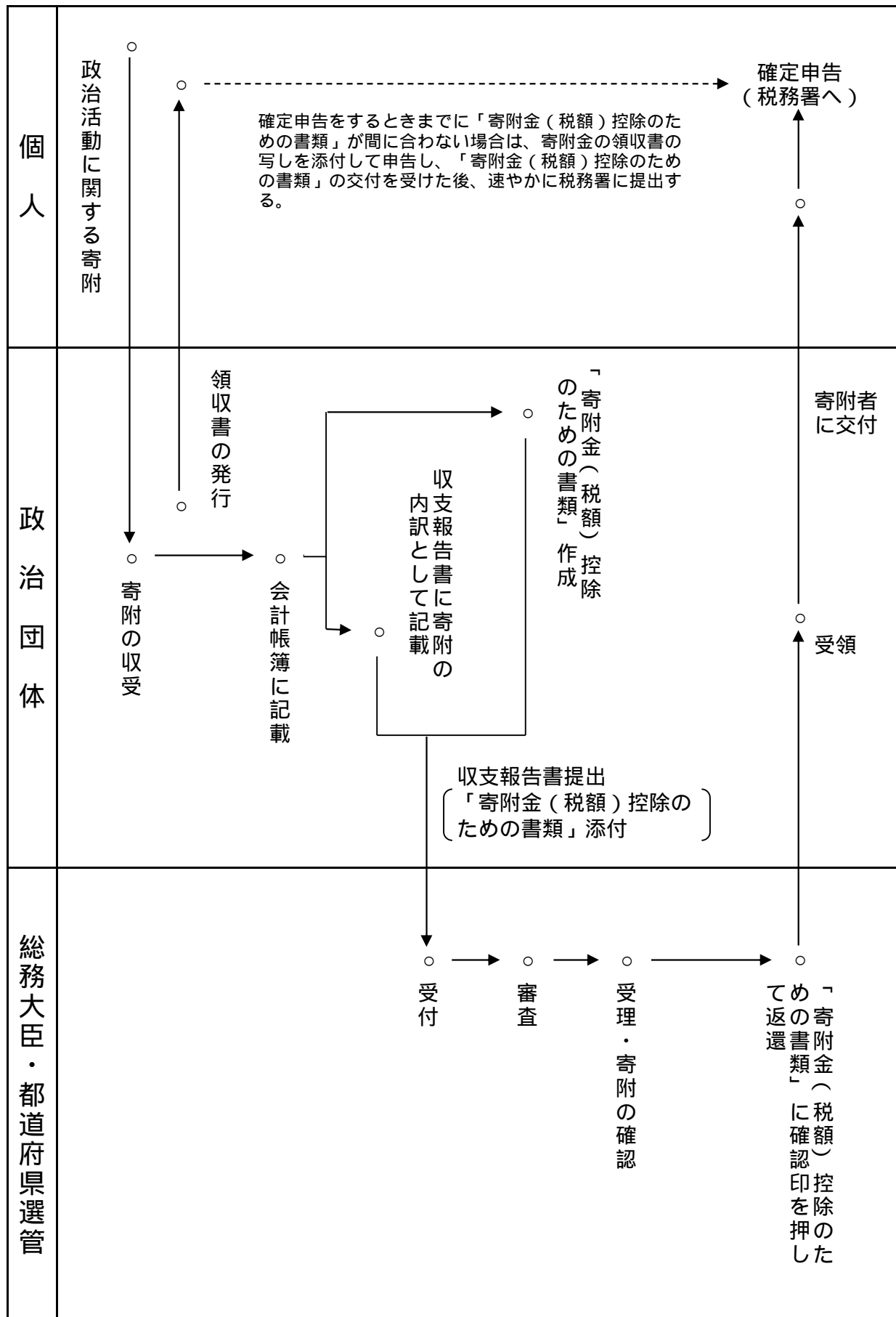
イ 寄附者に特別の利益が及ぶ場合

例えば、公職の候補者が自己の資金管理団体や後援会に寄附した場合や、候補者がお互いに相手方の後援会に対し寄附をしあう場合等が考えられますが、どのようなケースが該当するかは、個別のケースに応じて税務署で判断されます。

2 法人等の寄附に対する税の優遇措置

法人が政治団体に対し、その政治活動に関して寄附を行った場合、税制上特段の優遇措置はとられていませんが、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となります。

《 寄附金控除の手続きの流れ 》



3 政治団体に対する課税

政治団体は、その収入のほとんどを寄附収入と事業収入に依存しており、政治団体のこれらの収入については非課税措置が適用されていますが、これは、政治団体が政治活動を行うことを目的として設立され、議会制民主主義の下で政治活動の中心的担い手として、その得た収入を政治活動に消費することを前提としたものです。

したがって、これに反し、その得た収入を政治活動以外のために消費するような場合については、課税の対象となりますし、また、政治団体が得た収入をその構成員で分配するなどした場合については、その受取者において課税されることとなります。

なお、消費税は、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には課税されません。

4 政治家個人に対する課税

政治家個人の収入は、歳費等の給与所得、預金利子等のその他の所得と政治活動に関して受けた政治資金等の雑所得があり、これらは通算して所得税の課税対象とされますが、政治資金に係る雑所得の計算では、政治資金に係る収入から政治活動のための費用を控除し、残余がある場合に、それが雑所得として課税の対象となります。

ただし、雑所得に係る赤字は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができないこととなっていますので、政治資金に係る雑所得の計算上赤字（政治活動に要した費用の方が政治資金として受けた収入より多い場合）が生じても他の所得からその分を差し引くことはできません。

なお、選挙運動に関して受けた収入で、選挙運動に関する収支報告書により報告がなされているものについては課税されません。

政治資金パーティー

政治資金パーティーとは、「対価（会費）を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を、当該催物を開催した者又はその者以外の政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされているもの」をいいます。（法第8条の2）

したがって、会費を集めて行う催物、例えば「忘年会」「新年会」「○○さんの□□を祝う会」など、いかなる名称、会費金額の大小を問わず、参加者が実費を負担して行われるもの（収益をあげて、それを政治活動のために支出することを目的としないもの）は、「政治資金パーティー」といいません。

また、一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者から20万円を超える対価の支払があった場合や、同一の者によって20万円を超える対価の支払のあっせんがあった場合は、収支報告書にその明細を記載しなければなりません。（法第12条）

1 政治資金パーティーの対価の支払いに関する制限

政治資金パーティーの対価の支払（パーティー券購入）は、債務の履行として支払われるものであり、出席を前提にしている限り、政治活動に関する寄附に該当するものではありませんが、政治資金パーティーは政治団体が開催することを原則としており、その適正化を図るため、量的制限、あっせんの制限等の規定が設けられています。

（1）量的制限（個別制限）（法第22条の8第1項、同条第3項）

政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはいけません。

また、政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、一の政治資金パーティーにつき、150万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払をしてはいけません。

（2）告知義務（法第22条の8第2項）

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面（パーティー券、案内状、開催通知等）により告知しなければなりません。

また、その告知に係る書面に記載すべき文言は「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」とされています。

（3）匿名による支払の禁止（法第22条の8第4項）

本人の名義以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払をすることは禁止されています。また、これに違反してされる政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。

(4) 威迫等によるあっせんの禁止 (法第 2 2 条の 8 第 4 項)

政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該対価の支払のあっせんに係る行為をしてはなりません。

また、政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、対価の支払をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、当該対価として支払われる金銭等を集めてはなりません。

(5) 公務員等の地位利用による関与等の禁止 (法第 2 2 条の 9)

政治資金パーティーの対価の支払については、国若しくは地方公共団体の一般職の公務員又は特定独立行政法人の職員は、その地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求めたり、政治資金パーティーの対価の支払を受けたり、他の者がする政治資金パーティーの対価の支払に関与することは禁止されています。

後援団体等の政治活動に関する文書図面の規制

選挙が行われていない平常時における政治活動については、次の文書図画を掲示することは原則として禁止されています。（公選法第143条）

- 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示する政治活動用文書図画
- 後援団体の政治活動のために使用される文書図画で、当該後援団体の名称を表示する政治活動用文書図画

ただし、以下の事項（１）～（４）については掲示することができます。

- （１）立札及び看板の類で下の表に掲げる総数の範囲内で、かつ、公職の候補者等又は後援団体の政治活動に使用する事務所ごとにその場所において通じて２以内に限り掲示されるもの

立札及び看板の類の規格は、縦１５０cm×横４０cm以内（下の足の部分等も含む。）で、当該選挙を管理する選挙管理委員会が交付する「証票」を貼付したものを掲示しなければなりません。また、次のような制限があります。

ア 自動車等に取り付けて掲示することはできません。

イ 中に電灯を入れたあんどん形式のものは、立札・看板の類とは認められません。

ウ この立札・看板の類は、選挙期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができます。ただし、選挙期間中の移動はできません。

エ 事務所がない場所には掲示することができません。

【証票の交付申請の方法】

- ・下の表の区分に応じて、当該選管に備え付けてある証票交付申請書により、交付申請してください。
- ・後援団体が証票を交付申請するときは、当該後援団体に係る公職の候補者等の同意書を添付しなければなりません。
- ・衆議院比例代表と衆議院小選挙区選挙の重複立候補に係る候補者等及びその後援団体については、衆議院比例代表のみに係るものとみなされます。

選挙の種類		証票の枚数		証票交付申請先
		公職の候補者等	後援団体	
衆議院議員	小選挙区	１０枚	１５枚	県選挙管理委員会
	比例代表・九州選挙区	４２枚 （ただし、１小選挙区には１０枚以内）	６３枚 （ただし、１小選挙区には１５枚以内）	中央選挙管理会
参議院議員	選挙区	１２枚	１８枚	県選挙管理委員会
	比例代表	１００枚 （ただし、県内には１４枚）	１５０枚 （ただし、県内には２１枚）	中央選挙管理会
県知事		１２枚	１８枚	県選挙管理委員会
県議会議員		６枚	６枚	
市長・市議会議員		６枚	６枚	当該市の選挙管理委員会
町長・町議会議員		４枚	４枚	当該町の選挙管理委員会

(2) 政治活動用ポスター

ただし、下記のようなポスターは掲示することができません。

ア ベニア板・プラスチック板等で裏打ちされたもの

イ 表面に掲示責任者、印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所（所在地）が記載されていないもの

ウ 公職の候補者等又は後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するためのもの

エ 下記の選挙ごとの一定期間内に、当該選挙区内に掲示するもの

衆議院議員総選挙……任期満了の日の6月前の日又は解散の日の翌日から選挙期日まで

参議院議員通常選挙……任期満了の日の6月前の日から選挙期日まで

地方選挙……任期満了の日の6月前の日又は選挙事由が告示された日の翌日から選挙期日まで

再選挙・補欠選挙……選挙事由が告示された日の翌日から選挙期日まで

オ 選挙運動にわたると認められるもの

例えば、候補者等又は後援団体が行う演説会等の開催周知のために使用される裏打ちのないポスター等は、公職の候補者等の氏名や後援団体の名称が表示されていても、一般的には禁止の対象にはなりませんが、選挙運動にわたると認められるものは禁止されています。

なお、選挙運動にわたるとおおむね認められるものとして、次のようなものが考えられます。

演説会等のポスターに公職の候補者等が特定の選挙の立候補予定者である旨、政党等の公認である旨等を記載したもの

演説会の開催予定のないものや、演説会の開催予定の日より異常に早い時期に掲示されたもの、あるいは開催場所から異常に離れた場所に掲示されたもの、演説会の終了後も掲示されているもの

必要以上に大きなもの又は大量に掲示されたもの

(3) 政治活動のための演説会等の開催中その会場において使用されるもの

この場合には、すべての形態の文書図画を掲示することができます。

ただし、前述と同様に政治活動のために使用されるものでなければならず、選挙運動にわたるものであってはいけません。

(4) 選挙運動期間中、特に掲示が認められたもの（公選法第14章の3）